

2022年（令和4年）第1回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）1月14日（金）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）1月14日（金）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）1月31日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所東棟 3階 304会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 4番 野田 幸男 6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也
10番 安原 理雄 12番 河村 昇 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄
15番 谷本 耕造 以上9名
- 8 欠席委員
2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 5番 寶諸 孝也 8番 小林 輝仁
9番 石井 洋子 11番 下江 京子 以上6名
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員
事務局専門員 延平 光雄 事務局次長 瀧川 滋雄
事務局 三好 千鶴 以上3名

11 議事内容
午後 3時00分

事務局次長	ただいまから、2022年（令和4年）第1回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数15名のうち、出席委員9名、欠席委員6名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号4番 野田 幸男委員と議席番号14番 須藤 薫雄委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第1回総会議案書 追加・訂正事項等について説明します。議案書（別冊）2ページ9番「新規就農」を「教育実習用農園」に訂正。16ページ1番の内1筆を削除。これに伴い、面積合計欄の「田 1筆 598」を削除。「計 4筆 2,096」を「計 3筆 1,498」に訂正。説明は以上です。
議 長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。

議 長	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では1月24日午前9時からの現地調査に続き、午前11時から市役所東棟3階301会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号7件、議案第4号1件、合計10件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番から2番について報告します。</p> <p>1番は、6筆1、847㎡の田を春日町浦上の親族である渡人から、大門町津之下の受人が申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>場所は、春日小学校から北東へ360m～760mです。</p> <p>2番は、坪生町一丁目の渡人から同町で隣に住む受人が申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>場所は、坪生小学校から南東へ415～480mです。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長 委 員 4番 野田	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、1月25日の午後0時10分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号4件、議案第2号4件、議案第3号9件、議案第5号1件、合計18件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から6番について報告します。</p> <p>3番から5番は関連案件です。</p> <p>赤坂町の受人が、同町の渡人3人から、3番と4番では使用貸借権を設定して申請地を借り受け、5番では申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>6番は、田尻町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7番 岡本	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、1月25日、午前9時40分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号3件、議案第4号1件、合計6件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番と8番について報告します。</p> <p>7番と8番は、関連案件です。今津町の受人が、7番で今津町七丁目の渡人から譲受け、8番で今津町七丁目の渡人と使用貸借権を設定し、新規就農をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、1月25日の午後12時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分、北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名の出席により、議案第1号7件、議案第3号20件の合計27件について審議いたしました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの9番から3ページの15番について報告をします。</p> <p>9番は、加茂町の受人が、加茂町の渡人から申請地を譲受け、教育の一環として子供たちに野菜を育て収穫するまでの過程を体験させることを目的に教育実習用農園として利用するものです。</p> <p>10番は、新市町の受人が、三原市の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>11番は、駅家町の受人が、御幸町の渡人から申請地を譲受け、花卉を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>12番は、駅家町の受人が、久松台の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>13番と14番は関連案件で、13番は新市町の受人が、新市町の渡人から申請地を譲受け、14番は同じ受人が同じ渡人から使用貸借権を設定し、新規就</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>農により野菜を栽培するものです。 15番は、千葉県松戸市の渡人が、新市町の受人に申請地を譲受け、新規就農により水稻を栽培するものです。 いずれの案件も、受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、1月25日、午前9時から現地調査を行い、午前11時35分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号13件の合計14件について、審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」3ページ16番について報告します。 16番は、大門町の譲渡人が所有する上竹田の畑1筆82㎡と田1筆817㎡の合計2筆899㎡について、労力不足となったことから、上竹田の譲受人が譲り受けて、果樹の栽培をして経営規模の拡大をするものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、受人は農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第1号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は，津之郷町の申請人が，申請地に水路を整備するものです。場所は，山手小学校の南西，約400メートルです。</p> <p>2番は，津之郷町の申請人が，申請地に長屋住宅2棟を建築するものです。場所は，津之郷小学校の北，約200メートルです。</p> <p>3番は，沼隈町の申請人が，申請地に進入路を整備するものです。場所は，沼隈体育館の至近です。</p> <p>4番は，多治米町の申請人が，申請地に住宅1棟を建築するものです。場所は，水呑小学校の北西，約1200メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが，いずれも，周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号のすべての案件は農用地区域内農地，甲種農地，第1種農地，第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため，その他の農地である第2種農地として判断されます。</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお，議案第2号には，常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手により，議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1 番 佐藤</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の5頁1番から7番について報告します。</p> <p>1番～7番は関連案件で，所要面積4,540㎡・建売住宅20棟を受人である神辺町川南の法人が建設するものです。</p> <p>1番～5番と7番は，所有者はそれぞれ違いますが御幸町下岩成の渡人からです。</p> <p>6番は，広島市安佐南区の渡人からです。</p> <p>場所は，御幸小学校から北へ510mです。</p>

委員	<p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の8番から16番について報告します。</p> <p>8番から12番は関連案件です。</p> <p>東川口町の法人が、5人の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅21棟を建築するものです。場所は、山手小学校の南西、約300メートルです。</p> <p>13番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、沼隈支所の北、約700メートルです。</p> <p>14番は、沼隈町の受人が、横浜市の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、沼隈体育館の至近です。</p> <p>15番は、水呑町の法人が、東京都中央区の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、福山商業高校の南西、約900メートルです。</p> <p>16番は、大阪府吹田市の受人が、大阪市の渡人から申請地を譲り受け、庭敷として整備するものです。場所は、福山市内海多目的集会所の南、約100メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委員 7番 岡本	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、17番から19番について報告します。</p> <p>17番は、箕島町の受人が、神村町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築するものです。場所は、松永高校から、東へ約330メートルのところです。</p> <p>18番は、本郷町の受入2人が、東村町の渡人と使用貸借権を設定し、住宅1棟を建築するものです。場所は、東村保育所から、西へ約50メートルのところです。</p> <p>19番は、金江町の法人が、三之丸七丁目と東桜町の渡人と使用貸借権を設定し、自家発電用の太陽光発電施設を設置するものです。場所は、金江保育所から、西へ約30メートルのところ。すでに全体に砕石を敷き詰めてあ</p>

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>たため、経緯書の提出を受けております。</p> <p>なお、3件とも、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の8ページの20番から12ページの40番について報告します。</p> <p>20番は、芦田町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場、露天資材置場及び通路として整備するものです。</p> <p>場所は、福相小学校の北、約300メートルのところですか。</p> <p>21番は、神石郡神石高原町町の受人が、加茂町の渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、加茂小学校の東、約100メートルのところですか。</p> <p>22番は、神石郡神石高原町の受人 外1人が、加茂町の渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、加茂小学校の東、約100メートルのところですか。</p> <p>23番は、神石郡神石高原町の受人が、加茂町の渡人から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、加茂小学校の東、約100メートルのところですか。</p> <p>24番は、神石郡神石高原町の受人 外2人が、加茂町の渡人から申請地を譲受け、宅地の進入路、排水路及び道路後退余剰地として整備するものです。</p> <p>場所は、加茂小学校の東、約100メートルのところですか。</p> <p>25番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、加茂町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、加茂小学校の東、約200メートルのところですか。</p> <p>26番から29番は関連案件で、御門町の受入人である法人が、26番、28番で加茂町の渡人から、27番、29番で駅家町の渡人からそれぞれ申請地を譲受け、児童発達支援事業所を開設するものです。</p> <p>場所は、ふたば保育所の東、約100メートルのところですか。</p> <p>本案件は、既に一部工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>30番は、駅家町の受入人である法人が、若松町の渡人である成年後見人から申請地を譲受け、建売住宅5棟を建築するものです。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>場所は、駅家北小学校の南西、約100メートルのところではす。</p> <p>31番は、駅家町の受人である法人が、同町の渡人 外1人から申請地を譲受け、建売住宅4棟を建築するものです。</p> <p>場所は、駅家中学校の北、約100メートルのところではす。</p> <p>32番は、駅家町の受人である法人が、東川口町三丁目の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家北小学校の東、約50メートルのところではす。</p> <p>33番は、駅家町の受人である法人が、東広島市の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場及び露天資材置場を整備するものです。</p> <p>場所は、駅家西保育所の南、約350メートルのところではす。</p> <p>34番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家中学校の西、約400メートルのところではす。</p> <p>35番は、駅家町の受人である法人が、千葉市の渡人から申請地を譲受け、建売住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、駅家中学校の西、約400メートルのところではす。</p> <p>本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>36番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、埼玉県越谷市の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家中学校の西、約300メートルのところではす。</p> <p>37番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、宜山小学校の北東、約550メートルのところではす。</p> <p>本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>38番は、新市町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、網引小学校の東、約400メートルのところではす。</p> <p>39番は、新市町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、網引小学校の北、約800メートルのところではす。</p> <p>本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>40番は、駅家町の受人が、千葉県松戸市の渡人から申請地を譲受け、露</p>
---------------------------------	---

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>天資材置場として整備するものです。 場所は、戸手高等学校の南、約350メートルのところ 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれ もないと認められることから、許可妥当と判断しました。 なお、20番、25番から29番、32番から34番、36番から37番、 39番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であ ります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定 について」12ページ41番から14ページ53番について報告します。 41番は、建築工事・不動産業を営む北吉津町の法人が、湯野の田1筆 1, 115㎡を川南の渡人から譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅5棟を建 築供給するものです。 42番は、幕山台の受人が、湯野の田1筆1, 114㎡を湯野の渡人から譲 り受けて、周辺で需要のある共同住宅1棟を建築供給するものです。 43番は、建築土木業を営む川南の法人が、湯野の田2筆合計2, 020㎡ について、湯野の貸人から賃借権を設定して借り受けて、事業拡大に伴い必要 となった露天資材置場として利用するものです。 44番と45番は関連案件です。 西中条で車両リース業を営む法人が、事業所隣地である西中条の44番の田 1筆1, 346㎡と45番の田1筆2, 395㎡の合計2筆3, 741㎡を譲 り受けて、併用地782㎡と合わせた4, 523㎡を事業拡大に伴い必要とな った大型トラック用の露天駐車場として利用するものです。 46番は、大阪府中央区の発電事業を営む法人が、上竹田の田1筆892 ㎡を新湯野の渡人から譲り受けて、太陽光発電パネルを設置して売電をするも のです。 47番は、千田町の建設業を営む法人が、下竹田の田2筆564㎡と32㎡ を下竹田の渡人から譲り受けて、事業拡大に伴い必要となった露天駐車場、露 天資材置場及び看板設置に利用するものです。 48番は、建築工事業を営む川南の法人が、道上の田1筆827㎡を道上の 渡人から譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅4棟を建築供給するもので す。 49番から51番は関連案件です。 霞町で土木建築・不動産業を営む法人が、道上の49番の田3筆1, 194</p>

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>m²と50番の田1筆498m²、51番の田1筆1,326m²をそれぞれ譲り受けて、合計5筆3,018m²に周辺で需要のある建売住宅11棟を建築供給するものです。</p> <p>52番と53番は関連案件です。</p> <p>川南で建築工事業を営む法人が、下御領の52番の田1筆2,451m²と53番の田1筆1,239m²をそれぞれ譲り受けて、合計2筆3,690m²に周辺で需要のある建売住宅14棟を建築供給するものです。</p> <p>なお、44番と45番、47番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の48番はJR福塩線道上駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>41番と42番は井原鉄道井原線湯野駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「1番から7番」、「8番から12番」、「26番から29番」、「44番と45番」、「49番から51番」、「52番と53番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。説明は以上です。</p>

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第3号の「1番から7番」、「8番から12番」、「26番から29番」、「44番と45番」、「49番から51番」、「52番と53番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第3号の「1番から7番」、「8番から12番」、「26番から29番」、「44番と45番」、「49番から51番」、「52番と53番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1番 佐藤	議案第4号「非農地証明について」の15頁1番について、報告します。 1番は、大門町津之下の申請人で、1985年（昭和60年）4月ころから耕作放棄していたところ、山林となったものです。 場所は、旭丘小学校から東へ300m、日本鋼管福山病院から北西200mです。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員	それでは、議案第3号「非農地証明について」の2番について報告します。 2番は、本郷町の申請人が、昭和37年頃から宅地として利用していたもの

<p>委員 7番 岡本</p>	<p>です。場所は、本郷小学校から、東へ約290メートルのところ 農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整って おります。 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、 証明妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに 決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明 について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明 について」の1番について報告します。 山手町の相続人である配偶者が、同町の申請地 3筆 1498㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地 として利用するものです。 申請農地は耕作されており、農地として適正に管理 されています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入 ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第 5 号について，原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により，議案第 5 号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に，報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について，ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の 17 ページから 19 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは，相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により，11 件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に，20 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び，21 ページから 28 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4 条 5 件，5 条 37 件を農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により，事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に，29 ページの「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 16 号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う，通信のための電線及び中継施設等の設置については，農地転用の制限の例外となります。1 件の協議書を受理しています。</p> <p>次に，30 ページと 31 ページの「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意</p>

事務局 続き	<p>解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が7件ありました。</p> <p>次に、32ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第1回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は2月28日開催の予定です。</p>
事務局	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午後3時30分閉会